

## 八戸市健康と福祉のまちづくり条例（素案）に対する意見及び対応

## 条例全体について

## 意見 1・・・庁内

「です・ます」調を使用することにより、条例に対し親しみやすさを抱くことができる点については、一定の理解はできる。

しかし、法令用語としても「である」調を基本に確立しており、国法も八戸市の他の条例も「である」調を使用している。

強行規定がないことを理由に例外的に「です・ます」調の使用を認めた場合には、後の改正で強行規定を加えなければならなくなった場合、対応が極めて困難になる。

今後、この条例改正を行う場合、一部改正条例を「である」調とするか「です・ます」調とするか、対応が極めて困難になる。

以上のように、全体的な視点に立った表現のバランス及び条文解釈の安定性を保つ必要があると考えられることから、ですます調は不可。

## [ 対応 ]

市の全体的なバランスなどを考え、である調へ変更したい。

## 意見 2・・・市民説明会

条文自体が「努める」という表現が多く、それは仕方がないという面もあるが、内容によっては、義務化をする必要もあるのではないか。

## [ 対応 ]

本条例は、健康と福祉のまちづくりを推進するための理念を謳っており、その中で一部義務化の規定を入れるのは困難と考えており、現状のとおりとしたい。

## 前文について

### 意見 3・・・庁内

以下のように変更してはどうか。

住み慣れた ~~地域で~~ このまちで、安心して健やかに ~~暮らしつづけた~~ 暮らし  
ていきたい という思いは、私たち八戸市民 の 共通の願い ~~です~~ であります。

このような願いを実現するためには、私たち八戸市民 の一人一人 が、人としての尊厳を 持ち保ち、お 互いの人格と個性を尊重し、ともに支え合う ~~地域~~ 社会 を築いていく必要があります。

~~八戸市は、是川に代表される縄文時代の遺跡にみられるように、~~ その起源は、是川縄文遺跡の証しから、はるか縄文時代の自然生活までさかのぼり、この八戸地域は、古くから人々の生活が営まれ、先人が ともに支え合いながら幾多の困難を乗り越え ~~発展し~~ て きました。

先人から受け継がれてきたこのまちを、これまで以上に安心して健やかに暮らせるまちとして次代に引き継いでいかなければなりません。

~~そこで~~ ここに、市民 と 事業者と市が地域社会の一員として、それぞれの役割を担いながら、協働して健康と福祉のまちを創造することを決意し、この条例を制定します。

### 意見 4・・・庁内

以下のように変更してはどうか。

住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らしつづけたという思いは、私たち八戸市民共通の願いです。

このような願いを実現するためには、私たち八戸市民が、人としての尊厳を持ち、互いの人格と個性を尊重し、ともに支え合う地域社会を築いていく必要があります。

八戸市は、是川 遺跡 に代表される縄文時代の遺跡にみられるように、古から人々の生活が営まれ、先人がともに支え合いながら幾多の困難を乗り越え発展してきました。

私たち八戸市民は、 先人から受け継がれてきたこのまちを、これまで以上に 安心して ←唐突すぎないか？ 健やかに暮らせるまちとして次代に引き継いでいかなければなりません。

そこで、~~市民、事業者と市が~~ 市、市民と事業者が 地域社会の一員として、それぞれの役割を担いながら、協働して健康と福祉のまちを創造することを決意し、この条例を制定します。

[ 対応 ]

意見を基に、表現を変更したい。

意見 5・・・持参

前文 「先人の知恵」の実際の学び、理解の程度が低いと思う。中学生レベルの歴史認識から。現代の政策である「地産地消」「住民自治」「地域自治」「連邦制」のわかる大学レベルの歴史認識、治政の学びが必要

[ 対応 ]

意見として承ります。

意見 6・・・市民説明会

「地域」の意味や広さのについて、どのように考えているのか。

[ 対応 ]

「地域」には、市民それぞれが考える地域の意味や広さがあると思われるため、条例中における定義付けはしないこととしたい。

想定としては、市域全体などの広い範囲ではなく、町内会や中学校区単位などの身近な小さい範囲を考えている。

## 変更前

### 前文

住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らしてつづけたいという思いは、私たち八戸市民共通の願い ~~です。~~ である。

このような願いを実現するためには、私たち八戸市民が、人としての尊厳を持ち、互いの人格と個性を尊重し、ともに支え合う地域社会を築いていく必要が ~~あります。~~ ある。

八戸市は、是川 遺跡 に代表される縄文時代の遺跡にみられるように、古から人々の生活が営まれ、先人がともに支え合いながら幾多の困難を乗り越え発展して ~~きました。~~ きた。

私たち八戸市民は、先人から受け継がれてきたこのまちを、これまで以上に安心して健やかに暮らせるまちとして次代に引き継いでいかなければ ~~なりません。~~ ならない。

そこで、市民、事業者と市が地域社会の一員として、それぞれの役割を担いながら、協働して健康と福祉のまちを創造することを決意し、この条例を制定 ~~します。~~ する。

## 変更後

### 前文

住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らしてつづけたいという思いは、私たち八戸市民共通の願いで ある。

このような願いを実現するためには、私たち八戸市民が、人としての尊厳を持ち、互いの人格と個性を尊重し、ともに支え合う地域社会を築いていく必要が ある。

八戸市は、是川 遺跡 に代表される縄文時代の遺跡にみられるように、古から人々の生活が営まれ、先人がともに支え合いながら幾多の困難を乗り越え発展して きた。

私たち八戸市民は、先人から受け継がれてきたこのまちを、これまで以上に 安心して健やかに暮らせるまちとして次代に引き継いでいかなければ ならない。

そこで、市民、事業者と市が地域社会の一員として、それぞれの役割を担いながら、協働して健康と福祉のまちを創造することを決意し、この条例を制定 する。

## 第1条について

### 意見7・・・庁内

「健康と福祉のまちづくり」はどのような状態を目指すかの説明・定義が必要ではないか。

### [対応]

第2条で定義づけしたい。

意見 8・・・庁内

「基本理念」を「明らか」にし、「基本的事項」を「定める」とした方がよいのでは。健康も福祉も行政の目的だったはず。それらの施策を実施する上で基本理念は明らかでなかったかもしれないが、定まっていなかったわけではない。そして、基本的事項は定まっていなかったのではないのか。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見 9・・・市民説明会

この条例は、健康と福祉のまちづくりということで、揺りかごから墓場までのことを謳っている条例なので、前文や目的などの条文に、ライフサイクルや一生といった「八戸に生まれ、安らかに死んでいく」というような意味を入れてはどうか。

[対応]

第1条の条文「市民だれもが安心して健やかに暮らすことのできる社会」を「市民だれもが生涯を通じて安心して健やかに暮らすことのできる社会」へ変更したい。

**変更前**

(目的)

**第1条** この条例は、健康と福祉のまちづくりを推進するため、その基本理念を 定めるとともに、明らかにし、 市民、事業者及び市の役割、並びに基本理念を実現するための基本的事項を 明らかにする 定める ことによって、市民だれもが 生涯を通じて 安心して健やかに暮らすことのできる社会を築くことを目的と ~~します。~~ する。

**変更後**

(目的)

**第1条** この条例は、健康と福祉のまちづくりを推進するため、その基本理念を 明らかにし、 市民、事業者及び市の役割、並びに基本理念を実現するための基本的事項を 定める ことによって、市民だれもが 生涯を通じて 安心して健やかに暮らすことのできる社会を築くことを目的と する。

## 変更前

(考え方)

本条は、本条例に規定する事項(基本理念及び市民、事業者及び市の役割、並びに基本理念を実現するための基本的事項)を示すとともに、~~健康と福祉のまちづくりを推進していく~~市民だれもが生涯を通じて安心して健やかに暮らすことのできる社会を築くことを条例の目的として明らかにするものです。

## 変更後

(考え方)

本条は、本条例に規定する事項(基本理念及び市民、事業者及び市の役割、並びに基本理念を実現するための基本的事項)を示すとともに、市民だれもが生涯を通じて安心して健やかに暮らすことのできる社会を築くことを条例の目的として明らかにするものです。

## 第2条について

意見10・・・庁内

用語定義は他の条例と整合性を考慮しなくていいか。(例えば、協働のまちづくり基本条例)

[対応]

他の条例を参考にしたい。

意見11・・・庁内

「市民」、「事業者」の定義は、協働のまちづくり基本条例を参考にすること。

[対応]

参考にしたい。

意見12・・・庁内

「市民」の定義は、拡大しすぎではないか。

[対応]

協働のまちづくり基本条例の定義を参考にしたい。

意見 13・・・庁内

事業者の定義で、法人は対象外でいいか。(経営者個人は「市民」で定義済み)

[対応]

協働のまちづくり基本条例の定義を参考にしたい。

意見 14・・・庁内

「高齢者や障害者等」は「高齢者、障害者等」へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見 15・・・庁内

「高齢者や障害者等」の定義中の「子ども」は定義が必要ではないか。

[対応]

「日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人」に係っているため、原案のとおりとしたい。

意見 16・・・庁内

「高齢者や障害者等」の定義は、もう少しよくくり方があるのではないか。

[対応]

くり方については、原案のとおりとしたい。

意見 17・・・庁内

「市民活動団体」はこの後 1 箇所しか出てきていないので、そこで定義するだけで十分。

[対応]

第 20 条に表現することとしたい。

意見 18・・・庁内

「市民活動団体」の定義について、協働のまちづくり基本条例との整合性はとれているか。

[対応]

協働のまちづくり基本条例を参考にし、第 20 条に表現することとしたい。

意見 19・・・庁内

「公共的施設」の定義中の、「不特定多数」とすると学校は除かれると思われるが。

[対応]

「不特定多数」を指すものは、その他として施設であり、学校は「教育・文化施設」に含まれているため、表現を変更したい。

意見 20・・・庁内

「公共交通車両等」の定義中の、「一般旅客」は別な表現がないか。

[対応]

「一般」を削除したい。

意見 21・・・持参

第2条 地球市民、ボランティアの定義追加

[対応]

地球市民、ボランティアの用語を使用していないため、定義しないこととしたい。

## 変更前

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。~~よる。~~

- (1) ~~市民~~ 市内で生活している人(市内で就業、就学している人を含む。)をいいます。~~市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する個人をいう。~~
- (2) ~~事業者~~ 市内で事業(社会福祉の増進を目的に行う事業を含む。)を営む人をいいます。~~市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。~~
- (3) ~~協働~~ 市民、事業者及び市が、それぞれの立場や役割を認識しあい、自立した存在として、対等の関係で協力しあうことを ~~いいます。~~ いう。
- (4) ~~健康と福祉のまちづくり~~ 市民が住み慣れた地域で、安心して健やかに生活を営むことができるまちづくりを行うことをいう。
- (5) ~~健康福祉サービス~~ 市の健康及び福祉に関する施策(以下「健康福祉施策」という。)に基づき市又は事業者が実施する保健、医療、福祉等に関する役務、給付その他のサービスをいう。
- (4) (6) ~~高齢者~~ や、 ~~障害者等~~ 高齢者、障害者、妊産婦、子ども等、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人を ~~いいます。~~ いう。
- (5) ~~市民活動団体~~ 営利のみを目的とせず公益性がある活動を行う団体(町内会等を含む)をいいます。 ←20条に表現
- (6) (7) ~~公共的施設~~ 官公庁施設、教育・文化施設、医療・福祉施設、商業施設、道路、公園その他 ~~不特定かつ多数の人が利用する施設を~~ ~~いいます。~~ いう。
- (7) (8) ~~公共交通車両等~~ 一般 ~~旅客が利用する~~ 旅客が利用する ~~鉄道~~ 旅客が利用する ~~の車両、自動車、船舶、航空機~~ その他これらに類するものを ~~いいます。~~ いう。

## 変更後

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する個人をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
- (3) 協働 市民、事業者及び市が、それぞれの立場や役割を認識しあい、自立した存在として、対等の関係で協力しあうことを いう。
- (4) 健康と福祉のまちづくり 市民が住み慣れた地域で、安心して健やかに生活を営むことができるまちづくりを行うことをいう。
- (5) 健康福祉サービス 市の健康及び福祉に関する施策（以下「健康福祉施策」という。）に基づき市又は事業者が実施する保健、医療、福祉等に関する役務、給付その他のサービスをいう。
- (6) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、子ども等、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人をいう。
- (7) 公共的施設 官公庁施設、教育・文化施設、医療・福祉施設、商業施設、道路、公園その他不特定かつ多数の人が利用する施設をいう。
- (8) 公共交通車両等 旅客が利用する鉄道の車両、自動車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。

## 第3条について

意見22・・・庁内

「その実現に努める」中の「その」は何を指すか。

各号とすると「目指すことを実現する」という意味になるが。

[対応]

表現を変更したい。

意見23・・・庁内

「実現に努める」の主語は誰か。

[対応]

「市民、事業者及び市」を文頭に追加したい。

意見24・・・庁内

「次の各号に掲げる事項」は「次に掲げる事項」へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見 25・・・庁内

「次に掲げる事項」とあるので、各号は「～こと。」などで対応させること。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見 26・・・庁内

各号の表現が都市宣言風なので、別の表現へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見 27・・・庁内

1号中の「生きがいのある」は「生きがいを持って」へ変更。(以降の条文についても統一)

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見 28・・・庁内

1号中の「生活ができる」は「生活を営むことができる」へ変更。(以降の条文についても統一)

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見 29・・・庁内

「健康福祉サービス」の定義が必要なのでは。具体的には何を指すのか。

[対応]

第2条で定義づけしたい。

意見 30・・・市民説明会

生活弱者の権利擁護について物足りない。

[対応]

生活弱者を含めた市民全体に対する個人としての尊重は、第3条の基本理念に掲げており、また、第22条においても、自己決定の尊重や人権を尊重した健康福祉サービスの提供を規定しているため、現状のとおりとしたい。

## 変更前

### (基本理念)

第3条 市民、事業者及び市は、健康と福祉のまちづくりを推進していくため、次の各号に掲げる事項を基本理念として定め、その実現に努めます。、健康と福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

- (1) 市民が生涯を通じて心身ともに健康で、生きがい ~~のある~~ を持って 生活 を営むこと ができる社会 を目指します。
- (2) 市民が個人として尊重され、だれもが公平に健康福祉サービスを楽しむことができる社会 を目指します。
- (3) 市民が 地域で支え合い、安全に、安心して生活 を営むこと ができる よう、地域で支え合う 社会 を目指します。
- (4) 市民が互いを思いやる気持ちを持 ~~ち、つ、~~ つ、 人にやさしい福祉社会 を目指します。

## 変更後

### (基本理念)

第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げる事項を基本理念として、健康と福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

- (1) 市民が生涯を通じて心身ともに健康で、生きがい を持って 生活 を営むこと ができる社会
- (2) 市民が個人として尊重され、だれもが公平に健康福祉サービスを楽しむことができる社会
- (3) 市民が 地域で支え合い、安全に、安心して生活 を営むこと ができる社会
- (4) 市民が互いを思いやる気持ちを持 つ、 人にやさしい福祉社会

## 第4条について

意見3 1・・・庁内

見出しの「役割」を「責務」へ変更。(以降の条についても統一)

### [対応]

作成ワークショップ、検討委員会での議論を経て、「責務」から「役割」へ変更したものであるため、原案のとおりとしたい。

意見 3 2 . . . 庁内

「生涯にわたり健康増進に努め、」を「生涯にわたり自らの健康増進に努めるとともに、」へ変更。

[ 対応 ]

意見のとおり変更したい。

意見 3 3 . . . 庁内

「理解と思いやりを持ち、」を「理解と配慮を持ち、」へ変更。

[ 対応 ]

作成ワークショップ、検討委員会での議論により「思いやり」となったものであるため、原案のとおりとしたい。

意見 3 4 . . . 庁内

「思いやりを持ち」、「尊重し合い」、「支え合う」の動詞の関係はどうなるのか。全て「地域社会」につながるのか。「高齢者、障害者等に対して」もそれらの動詞に係っていくのか。

[ 対応 ]

表現に曖昧な点があるため、「市民は、高齢者や障害者等に対して、理解と思いやりを持ち、互いに尊重しあい、ともに支え合う地域社会を築くことに努めます。」を「市民は、高齢者、障害者等に対して理解と思いやりを持ち、互いに尊重し支え合う地域社会を築くよう努めるものとする。」へ変更したい。

意見 3 5 . . . 庁内

市の施策に対する協力義務はないのか。第 7 条だけでは問題あり。

[ 対応 ]

原案のとおりとしたい。

## 変更前

### (市民の役割)

第4条 市民は、生涯にわたり 自らの健康増進に努めるとともに、互いに協力して、安全 ~~と、~~ 安心な地域社会を築くことに努めます。 ~~よう努めるものとする。~~

2 市民は、高齢者 ~~や、~~ 障害者等に対して ~~＝~~ 理解と思いやりを持ち、互いに尊重し ~~あい、ともに~~ 支え合う地域社会を築くことに努めます。 ~~よう努めるものとする。~~

## 変更後

### (市民の役割)

第4条 市民は、生涯にわたり 自らの健康増進に努めるとともに、互いに協力して、安全 、 安心な地域社会を築くよう努めるものとする。

2 市民は、高齢者 、 障害者等に対して理解と思いやりを持ち、互いに尊重し支え合う地域社会を築くよう努めるものとする。

## 第5条について

意見36・・・庁内

「地域社会の一員」を「地域社会を構成する一員」へ変更。(以降の条についても統一)

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見37・・・庁内

「被雇用者」を「従業員」へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見38・・・庁内

「被雇用者とその家族の健康増進及び地域活動」を「被雇用者とその家族の健康増進並びに地域活動」へ変更。

[対応]

法令上での使用方法どおりであるため、原案のとおりとしたい。

意見 39・・・庁内

第2項は第1項へ包含されるのではないか。

[対応]

第1項と第2項は別のものとする。

表現に曖昧な点があるため、意見40の対応のとおり変更したい。

意見 40・・・庁内

事業者の「支援」は、事業活動以外においても努力すべきということか。また、消費者として支援するのか、従業員として支援するのか、その両方か。

[対応]

事業者の支援は、事業活動以外においても努力すべきとする。また、支援の対象は、市民への支援とする。

表現に曖昧な点があるため、意見39と併せて次のとおり変更したい。

- ・第1項から「地域社会の一員であることを自覚し、」を削除
- ・第2項「事業者は、高齢者や障害者等が安心して生活できるよう支援に努めます。」を「事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、高齢者、障害者等が安心して生活を営むことができるよう支援に努めるものとする。」へ変更。

#### 変更前

(事業者の役割)

第5条 事業者は、地域社会の一員であることを自覚し、被雇用者 従業員 とその家族の健康増進及び地域活動のための職場環境の整備に努め ます。 るものとする。

2 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、 高齢者 や 、 障害者等が安心して生活 を営むことが できるよう支援に努め ます。 るものとする。

#### 変更後

(事業者の役割)

第5条 事業者は、従業員 とその家族の健康増進及び地域活動のための職場環境の整備に努め るものとする。

2 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、 高齢者 、 障害者等が安心して生活 を営むことが できるよう支援に努め るものとする。

## 第6条について

意見4 1・・・庁内

「市が行うすべての施策において、」を「施策の策定及び実施に当たっては、」へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見4 2・・・庁内

「市民の権利」はすべての権利を指すのか。

[対応]

市の役割としては、すべての市民の権利を擁護するのではなく、高齢者、障害者等が何らかの理由で権利を行使できない場合に擁護することとするため、「市民の権利」を「高齢者、障害者等の権利」へ変更したい。

なお、権利の内容は、行使を阻害されるすべての権利を指すものであるため、具体的な表現はしないものとしたい。

意見4 3・・・庁内

「擁護」は誰からの侵害を防ぐのか。民事への介入も含むのか。

[対応]

意見4 2の対応を踏まえ、当事者の意に反する行為を行おうとする者からの擁護を意味する。

意見4 4・・・fax

市の責務として、

- 1．高齢者虐待防止に関する啓発活動
- 2．成年後見制度の啓発活動
- 3．介護予防事業に関すること（市民の努力義務でもある）

以上、検討してもらいたい。

[対応]

1及び2については、第6条第2項の市民の権利擁護の部分に含まれるものと考えており、また、3については第13条高齢者福祉で掲げた条文に内包するものとするため、現状のとおりとしたい。

## 変更前

### (市の役割)

第6条 市は、~~市が行うすべての施策において、~~ 施策の策定及び実施に当たっては、健康や福祉への配慮を行うとともに、高齢者や、障害者等が安心して生活するを営むことができるための支援及び環境の整備に努めます。 ~~るものとする。~~

2 市は、~~市民の~~ 高齢者、障害者等の 権利を擁護し、健康福祉サービスを公平に提供するように努めます。 ~~るものとする。~~

## 変更後

### (市の役割)

第6条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、健康や福祉への配慮を行うとともに、高齢者、障害者等が安心して生活を営むことができるための支援及び環境の整備に努めるものとする。

2 市は、高齢者、障害者等の 権利を擁護し、健康福祉サービスを公平に提供するように努めるものとする。

## 変更前

### (考え方)

本条は、第4条、第5条と同様に、第3条の基本理念の実現に向けて、市の果たすべき役割分担について規定するものです。具体的には、市が行う健康福祉分野の施策に限らず、すべての施策に健康・福祉への配慮を行う、高齢者や障害者等への支援及び環境整備、~~市民の~~ 権利擁護、健康福祉サービスの公平な提供に努めることとしています。

## 変更後

### (考え方)

本条は、第4条、第5条と同様に、第3条の基本理念の実現に向けて、市の果たすべき役割分担について規定するものです。具体的には、市が行う健康福祉分野の施策に限らず、すべての施策に健康・福祉への配慮を行う、高齢者や障害者等への支援及び環境整備、権利擁護、健康福祉サービスの公平な提供に努めることとしています。

## 第7条について

意見45・・・庁内

第3条の基本理念に含めるべきではないか。

[対応]

健康と福祉のまちづくり推進のための手段と考えており、他都市の条例についても独立しているため、原案のとおりとしたい。

意見46・・・庁内

市が決定した施策は、市民や事業者の活動と同等の扱いなのか。この場合、市民や事業者の活動に市が基本的には協力しなければならないとなったときには、市全体でみたときにサービスの公平さが保障できるのか。

[対応]

健康と福祉のまちづくりを推進する活動は、同等の扱いと考える。また、市民活動への協力については、サービスの公平性を保つようにすべきと考えるため、表現を変更することとしたい。

### 変更前

(総合的な推進)

**第7条 市民、事業者及び市は、それぞれの役割を認識し、互いに協力しながら健康と福祉のまちづくりを推進します。の推進に努めるものとする。**

### 変更後

(総合的な推進)

**第7条 市民、事業者及び市は、それぞれの役割を認識し、互いに協力しながら健康と福祉のまちづくり の推進に努めるものとする。**

## 第8条について

意見47・・・庁内

市の責務に含めるべきではないか。

[対応]

他都市の条例についても独立しているため、原案のとおりとしたい。

意見 48・・・庁内

主語は「市」か「市長」か。

[ 対応 ]

市長だけではなく議会等を含めた市としての対応となるため、原案のとおりとしたい。

意見 49・・・庁内

「この条例の目的を達成するため、」を「健康と福祉のまちづくりを実現するため、」へ変更。

[ 対応 ]

「この条例の目的を達成するため、」を「健康と福祉のまちづくりを推進するため、」へ変更したい。

意見 50・・・庁内

「国、」の次に「県、」を挿入。

[ 対応 ]

「県」挿入すると他の地方公共団体も示していかなければならないため、原案のとおりとしたい。

意見 51・・・庁内

「国、他の地方公共団体」を「国及び他の地方公共団体等」へ変更。

[ 対応 ]

意見のとおり変更したい。

なお、地方公共団体等の「等」には、独立行政法人など国や県の事業を行っている団体が含まれる。

#### 変更前

(国等との関係)

第8条 市は、~~この条例の目的を達成するため、健康と福祉のまちづくりを推進するため、~~ 国 及び 他の地方公共団体 等 との連携に努め ~~ます。~~ るものとする。

#### 変更後

(国等との関係)

第8条 市は、健康と福祉のまちづくりを推進するため、 国 及び 他の地方公共団体 等 との連携に努め るものとする。

## 第9条について

意見5 2・・・庁内

「健康福祉に関する施策」を「健康福祉施策」へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見5 3・・・庁内

「保健・医療・福祉等」を「保健、医療、福祉等」へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見5 4・・・庁内

「健康福祉に関する施策」と「健康と福祉のまちづくり」との表現の使い分けが不十分ではないか。

[対応]

「健康福祉施策」とは、健康福祉分野で行う直接的なサービスや施策を示すものとして表現している。

健康と福祉のまちづくりを推進するためには、従来の健康福祉施策だけではなく、環境整備や他の分野との連携、市民活動団体が行う事業などが総合的に展開されなければならず、それを「健康と福祉のまちづくり」と表現している。

「健康福祉施策」と「健康と福祉のまちづくり」の表現の使い分けについては、条文により健康福祉施策だけで良いのか、他の分野との連携が必要な部分かによって使い分けている。

本条は、健康福祉施策の推進を図るための連携について規定しているため、原案のとおりとしたい。

### 変更前

(保健 ~~と~~、医療 ~~と~~、福祉等の連携)

第9条 市は、健康福祉 ~~に関する~~ 施策の総合的な推進を図るため、保健 ~~と~~、医療 ~~と~~、福祉等の連携に努め ~~ます。~~ るものとする。

### 変更後

(保健 、 医療 、 福祉等の連携)

第9条 市は、健康福祉施策の総合的な推進を図るため、保健 、 医療 、 福祉等の連携に努め るものとする。

## 第10条について

意見55・・・庁内

見出しの「(計画の策定・公表・管理)」を「(計画の策定等)」へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見56・・・庁内

「市は、」を「市長は」へ変更。2項については「市長は」を追加。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見57・・・庁内

「高齢者、障害者等に関する計画を策定し、健康福祉施策の計画的な推進に努めます。」を「高齢者、障害者等の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画を策定しなければならない。」へ変更。

[対応]

作成ワークショップ、検討委員会を経て変更したものであるため、原案のとおりとしたい。

意見58・・・eメール

第10条第2項に見直しの必要がある際とあるが、いつ・どこが受付をし、だれの申し出がある時に行うのか。

[対応]

各種計画の見直しは、計画策定担当課が判断することになり、判断に際しては、法令や制度等の改正状況、健康福祉審議会での意見等を参考にすることを想定している。

意見59・・・持参

第10条 市民、事業者の意見の反映には、20歳以下の子どもにも発言の権利があることを明記

[対応]

第2条に、市民の定義を掲載しており、20歳以下の市民も含まれるものである。

意見 60・・・庁内

「計画の策定または変更にあたっては、」を「計画の策定又は変更にあたっては、」へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見 61・・・庁内

「～を反映することができるよう」を「～が反映されるよう」へ変更。

[対応]

意見 62のとおり変更したい。

意見 62・・・庁内

「～を反映することができるよう」を「～を反映するために」へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見 63・・・庁内

「第32条に規定する、」は削除。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見 64・・・庁内

「計画を策定したときは、速やかに公表するとともに、計画の適切な進行管理を行います。」を「市長は、第1項の計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。市長は、第1項の計画の適切な進行管理を行うものとする。」へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見 65・・・庁内

「速やかに」を「遅滞なく」へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

## 変更前

(計画の策定 ~~・公表・管理~~ 等 )

- 第 10 条 ~~市は、~~ 市長は、 第 3 条に規定する基本理念に基づき、高齢者 や、 障害者等に関する計画を策定し、健康福祉施策の計画的な推進に努め ~~ます。~~ るものとする。
- 2 市長は、 前項の計画の策定 ~~または~~ 又は 変更 ~~にあたっては、~~ 当たっては、 市民及び事業者の意見を反映する ~~ことができるよう~~ ために 必要な措置を講ずるとともに、~~第 3-2 条に規定する、~~ 八戸市健康福祉審議会の意見を聴くもの ~~と~~ し ~~ます。~~ する。
- 3 市長は、 第 1 項の 計画を策定したときは、 ~~速やかに~~ 遅滞なく 公表 ~~するとともに、~~ 計画の適切な進行管理を行います。 ~~しなければならない。~~
- 4 市長は、 第 1 項の計画の適切な進行管理を行うものとする。

## 変更後

(計画の策定 等 )

- 第 10 条 市長は、 第 3 条に規定する基本理念に基づき、高齢者、 障害者等に関する計画を策定し、健康福祉施策の計画的な推進に努め るものとする。
- 2 市長は、 前項の計画の策定 ~~又は~~ 又は 変更 ~~にあたっては、~~ 当たっては、 市民及び事業者の意見を反映する ために 必要な措置を講ずるとともに、八戸市健康福祉審議会の意見を聴くもの ~~とする。~~
- 3 市長は、 第 1 項の 計画を策定したときは、 ~~遅滞なく~~ 遅滞なく 公表 ~~しなければならない。~~
- 4 市長は、 第 1 項の計画の適切な進行管理を行うものとする。

## 第 11 条について

意見 66・・・庁内

見出しは、条文がどのような意味のものか分かる表現としているため、「の充実」を挿入。(以降、第 14 条まで)

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見 67・・・庁内

第 12 条にあるような「市は、～に取り組み、～できるよう」の表現としてはどうか。

[対応]

この部分の表現については、必ずしも整合性をとる必要がないと考えるため、原案のとおりとしたい。

#### 意見 68・・・eメール

健康福祉では、「こころのケア」においてもサービス・制度の充実を目指す必要があると思われる。本条例のどの部分で、「こころのケア」を考えているのか。児童、就労者、介護者、被災者などの命に関する「こころ」の危機管理部分が薄いという印象を受ける。

#### [ 対応 ]

現代社会の中で、「こころのケア」は身体健康増進とともに、大変重要な課題であり、第11条に謳うこととし、考え方の中でも解説することとしたい。

#### 意見 69・・・eメール

健康とは、特に「心の健康」をテーマにした取り組みが、今、社会から求められているものと考え。うつ病等の精神疾患、自閉症や高次脳機能障害等の知的障害に対して医療、福祉がそれぞれの持っている機能・ソフトをもっと融合させた仕組み（病院と福祉施設との連携）を八戸市独自で研究開発して、より有機的効率的な支援体制を構築することが、大切であると考え。もし、このシステムが機能するならば、社会的入院の減少、医療費の減額が見込まれる。さらに、障害者（精神、知的、身体）の就労支援強化、や社会参加活動によって社会的偏見が少なくなり、市民の社会意識度が向上していくものと考え。

これまで、病院を中心とした医療関係者は、自らのテリトリーを中心とした事業展開（患者の囲い込み）が内向きであったこと。また、福祉全体では、介護保険制度等で高齢者福祉が福祉の中心に置かれて、その他障害者福祉が脇に置かれてしまった感がある。今こそ社会のアンバランスを是正する時であると考え。

新時代の八戸市は、「すぐそばに、身近に、障害者がいて当たり前」「となり外国人がいて当たり前」「いつ自分も心の病気にかかるか分からないという謙虚さ」、そして市民全体が互いに存在を認め合い、助け合う社会づくりが大切という理念をこの度の条例に込めていただくことを望む。

この度の取り組みに対して、市民の一人として一定の成果を期待する。

#### [ 対応 ]

「心の健康」については、第11条で、その理念を掲げるとともに、考え方の中でも解説することとしたい。また、福祉意識の醸成については、第18条に掲げているが、意見の趣旨については、考え方の中で具体的な例示を含めて解説することとしたい。

## 変更前

### (健康増進の充実)

第11条 市は、市民が健康で安心して満ちた生活を営むことができるよう、その環境づくりに努めるとともに、疾病の予防及び心身の健康の保持増進に必要な施策の充実に努め ~~ます。~~ るものとする。

## 変更後

### (健康増進の充実)

第11条 市は、市民が健康で安心して満ちた生活を営むことができるよう、その環境づくりに努めるとともに、疾病の予防及び心身の健康の保持増進に必要な施策の充実に努め るものとする。

## 変更前

### (考え方)

健康と福祉のまちづくり実現のためには、市民一人ひとりが、健康は自分自身の問題として主体的、積極的に健康づくりや疾病予防に取り組んでいくことが必要です。

また、現代社会はストレスが多く、各世代にわたって様々な問題や病気を引き起こし、こころの健康を保つことが難しくなっています。

本条は、~~こうした市民の~~ このような状況の中で、市民の健康への取り組みが効果的に進められるよう、身体だけではなくこころのケアを含めた健康増進施策の充実について規定するものです。

## 変更後

### (考え方)

健康と福祉のまちづくり実現のためには、市民一人ひとりが、健康は自分自身の問題として主体的、積極的に健康づくりや疾病予防に取り組んでいくことが必要です。

また、現代社会はストレスが多く、各世代にわたって様々な問題や病気を引き起こし、こころの健康を保つことが難しくなっています。

本条は、このような状況の中で、市民の健康への取り組みが効果的に進められるよう、身体だけではなくこころのケアを含めた健康増進施策の充実について規定するものです。

## 第12条について

意見70・・・庁内

「自発的、積極的に取り組み、」を「自発的かつ積極的に取り組みながら、」へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見71・・・庁内

「地域福祉」を「地域における社会福祉」へ変更。

[対応]

社会福祉法においても「地域福祉の推進」を謳っているため、原案のとおりとしたい。

意見72・・・庁内

第11条「健康増進」 「疾病の予防と健康の維持増進に必要な施策の充実」

第12条「地域福祉」 「地域福祉の施策の充実」

この2つの規定のバランスをとる必要あり。

[対応]

意見を踏まえ、「地域福祉の施策の充実」を「地域福祉の推進に必要な施策の充実」へ変更したい。

### 変更前

(地域福祉の充実)

第12条 市は、市民が、地域の様々な生活課題に ~~自発的、積極的に取り組み、~~ 自発的かつ積極的に取り組みながら、 住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、 ~~地域福祉の推進に必要な~~ 施策の充実に努めます。 ~~るものとする。~~

### 変更後

(地域福祉の充実)

第12条 市は、市民が、地域の様々な生活課題に 自発的かつ積極的に取り組みながら、 住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、 地域福祉の推進に必要な 施策の充実に努めるものとする。

## 第13条について

意見73・・・庁内

「必要となったときにも」を「必要となった場合においても」へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

### 変更前

(高齢者福祉の充実)

第13条 市は、高齢者が生きがいを持ち、健やかで自立した生活を営むことができるよう、また、介護が ~~必要となったときにも~~ 必要となった場合においても 住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、必要な施策の充実に努め ~~ます。~~ るものとする。

### 変更後

(高齢者福祉の充実)

第13条 市は、高齢者が生きがいを持ち、健やかで自立した生活を営むことができるよう、また、介護が 必要となった場合においても 住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、必要な施策の充実に努め るものとする。

## 第14条について

意見74・・・庁内

「障害のあるすべての市民が、」を「障害者が、」へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

**変更前**

( 障害者福祉 の充実 )

第 14 条 市は、~~障害のあるすべての市民が、~~ 障害者が、 その障害の種類及び程度にかかわらず、自らの持つ能力を発揮して、~~社会の~~ 地域社会を構成する 一員として様々な分野への参加ができ、自立した生活 を営むこと ができるよう、必要な施策の充実に努め ~~ます。~~ るものとする。

**変更後**

( 障害者福祉 の充実 )

第 14 条 市は、障害者が、 その障害の種類及び程度にかかわらず、自らの持つ能力を発揮して、地域社会を構成する 一員として様々な分野への参加ができ、自立した生活 を営むこと ができるよう、必要な施策の充実に努め るものとする。

第 15 条について

意見 75・・・庁内

「妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通して、」を「妊娠、出産及び育児において、」へ変更。

[ 対応 ]

「妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して、」に変更したい。

**変更前**

( 母子の健康の確保 )

第 15 条 市は、~~妊娠期~~ ~~、~~ ~~出産期~~ ~~、~~ ~~新生児期~~ ~~、~~ 及び 乳幼児期を通して、母子の健康が確保できるよう、必要な施策の充実に努め ~~ます。~~ るものとする。

**変更後**

( 母子の健康の確保 )

第 15 条 市は、妊娠期 、 出産期 、 新生児期 及び 乳幼児期を通して、母子の健康が確保できるよう、必要な施策の充実に努め るものとする。

## 第16条について

意見76・・・庁内

「子どもを持ちたい人」は不要ではないか。(不妊治療の人たちも含んでしまうので。)

[対応]

原案のとおりとしたい。

意見77・・・庁内

「就労環境や地域環境の整備など、」を「就労環境及び地域環境の整備など、」へ変更。

[対応]

意見79の対応のとおり変更したい。

意見78・・・庁内

「地域環境の整備」とはどういうことか。

[対応]

意見79の対応のとおり変更したい。

意見79・・・庁内

「地域環境」は、あまり使用しない表現なので、工夫必要。

[対応]

意見77、78と併せて、「就労環境や地域環境の整備など、」を「就労環境の整備及び地域での子育て活動への支援など、」へ変更したい。

意見80・・・庁内

2項の「支援」を受ける「家庭」は、「保護を要する家庭」か、「保護を要する子どもの家庭」か。

[対応]

「保護を要する子どもの家庭」の意味であるため、表現を変更したい。

## 変更前

### (子育て家庭の支援)

第16条 市は、子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、就労環境の整備 及び 地域環境での子育て活動への支援 の整備など、子育て家庭の支援に必要な施策の充実に努め ~~ます。~~ るものとする。

2 市は、虐待などにより、特別に保護を要する子ども 及びその 家庭の支援のため、必要な施策の充実に努め ~~ます。~~ るものとする。

## 変更後

### (子育て家庭の支援)

第16条 市は、子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、就労環境の整備 及び 地域での子育て活動への支援 など、子育て家庭の支援に必要な施策の充実に努め るものとする。

2 市は、虐待などにより、特別に保護を要する子ども 及びその 家庭の支援のため、必要な施策の充実に努め るものとする。

## 第17条について

### 意見81・・・庁内

「教育環境の整備など、必要な施策の充実」を「教育環境の整備その他の必要な施策の充実」

[対応]

意見のとおり変更したい。

### 意見82・・・市民説明会

第17条に子どもの健全育成だけでなく、多様な価値観や、世代間交流を進めるなどの文言を入れられないか。

[対応]

第17条は、保育や教育の環境の整備を謳っており、多様な価値観や世代間交流などは、第18条の福祉意識の醸成の部分に内包されるものとするため、現状のとおりとしたい。

**変更前**

(子どもの健全育成)

第17条 市は、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つよう、保育環境及び教育環境の整備 ~~など、~~ その他の 必要な施策の充実に努め ます。 るものとする。

**変更後**

(子どもの健全育成)

第17条 市は、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つよう、保育環境及び教育環境の整備 その他の 必要な施策の充実に努め るものとする。

第18条について

意見83・・・庁内

「福祉の心づくり」を別の表現にできないか。(キーワードとしては適当でも、条文で使用するには難あり)

[対応]

「福祉意識の醸成」に変更したい。

意見84・・・庁内

「福祉の心づくりに努めます。」は、道徳の問題ではないか。

[対応]

意見83を基に、表現を変更したい。

**変更前**

(福祉 ~~の心づくり~~ 意識の醸成)

第18条 市は、市民が互いを尊重し、高齢者 ~~や、~~ 障害者等に対する理解を深め、思いやりや支え合いの心をもつよう、福祉 ~~の心づくり~~ 意識の醸成 に努め ~~ます。~~ るものとする。

**変更後**

(福祉 意識の醸成)

第18条 市は、市民が互いを尊重し、高齢者 、 障害者等に対する理解を深め、思いやりや支え合いの心をもつよう、福祉 意識の醸成 に努め るものとする。

## 第19条について

意見85・・・庁内

「自覚をもち、」を「自覚を持ち、」へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見86・・・庁内

「自主的な活動」はどのような分野でもよいのか。

[対応]

健康と福祉のまちづくりに関する分野であるため、表現を変更したい。

### 変更前

(市民及び事業者の自主的な活動の促進)

第19条 市民及び事業者は、市とともに健康と福祉のまちづくりを担う者としての自覚を ~~もち、~~ 持ち、健康と福祉のまちづくりに関する自主的な活動 (以下「自主的な活動」という。) ~~に努めます。~~ るものとする。

2 市は、~~健康と福祉のまちづくりに関する~~ 市民及び事業者の自主的な活動を促進するため、~~必要な施策の充実に努めます。~~ るものとする。

### 変更後

(市民及び事業者の自主的な活動の促進)

第19条 市民及び事業者は、市とともに健康と福祉のまちづくりを担う者としての自覚を 持ち、健康と福祉のまちづくりに関する自主的な活動 (以下「自主的な活動」という。) に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者の自主的な活動を促進するため、必要な施策の充実に努めるものとする。

## 第20条について

意見87・・・庁内

「市民活動団体等」の「等」は何を指すのか。

[対応]

他を示す団体がないため削除したい。

意見 88・・・庁内

「市民及び事業者との協働による健康と福祉のまちづくりを推進するため、」を  
「健康と福祉のまちづくりを市民及び事業者との協働により推進するため、」へ変更。

[ 対応 ]

意見のとおり変更したい。

意見 89・・・庁内

「市民活動団体等との」を「市民活動（市民が自主的に行う公益性のある活動で  
営利のみを目的としないものをいう。）を行う団体等との」へ変更。

[ 対応 ]

「市民活動団体（町内会活動その他営利のみを目的とせず市民が自主的に行  
う公益性のある活動をする団体をいう。）との」へ変更したい。

意見 90・・・庁内

「情報の共有並びに交流の機会の確保に努め、連携を図ります。」の「情報の共有」  
「交流の機会の確保」と「連携」の関係がつかない。

[ 対応 ]

「情報の共有」「交流の機会」を行いながら、連携を図っていくものであるた  
め、関係はあるものとする。

意見 91・・・庁内

「情報の共有並びに交流の機会の確保に努め、」を「情報の共有及び交流の機会の  
確保に努め、」へ変更。

[ 対応 ]

意見のとおり変更したい。

意見 92・・・市民説明会

地域コミュニティについての記述が欲しい。

[ 対応 ]

第20条の考え方の中で、地域コミュニティを含めた市民活動団体との連携  
を進めていく旨を掲載することとしたい。

## 変更前

(市民活動団体等との連携)

第20条 市は、~~市民及び事業者との協働による~~健康と福祉のまちづくりを市民及び事業者との協働により推進するため、市民活動団体等(町内会活動その他営利のみを目的とせず市民が自主的に行う公益性のある活動をする団体をいう。)との情報の共有 ~~並びに~~ 及び 交流の機会の確保に努め、~~連携を図ります。~~ るものとする。

## 変更後

(市民活動団体との連携)

第20条 市は、健康と福祉のまちづくりを 市民及び事業者との協働により 推進するため、市民活動団体(町内会活動その他営利のみを目的とせず市民が自主的に行う公益性のある活動をする団体をいう。)との情報の共有 及び 交流の機会の確保に努め、連携を図るものとする。

## 変更前

(考え方)

健康と福祉のまちづくりは、市民一人ひとりの幸福を目指し、~~市、市民及び事業者~~ 市民、事業者及び市 の協働により行われることが必要です。

本条は、~~市民、事業者及び市がそれぞれの立場や役割を認識しあい、自立した存在として、対等の関係で協力するため、これらの連携~~ 市が、町内会をはじめとする地域コミュニティやボランティア、NPOなどとの情報共有や交流の機会の確保に努め、連携を図ること について規定するものです。

## 変更後

(考え方)

健康と福祉のまちづくりは、市民一人ひとりの幸福を目指し、市民、事業者及び市 の協働により行われることが必要です。

本条は、市が、町内会をはじめとする地域コミュニティやボランティア、NPOなどとの情報共有や交流の機会の確保に努め、連携を図ること について規定するものです。

## 第21条について

意見93・・・説明会

「施設の提供」について、一般事業者には無理な規定ではないか。

[対応]

努力規定であるため、原案のとおりとしたい。

意見 9 4 . . . 庁内

規定が少し強引すぎないか。

[ 対応 ]

努力規定であるため、問題ないものと思われる。

意見 9 5 . . . 庁内

「自らが所有し、または管理する施設を、」を「その所有し、又は管理する施設を、」へ変更。

[ 対応 ]

意見のとおり変更したい。

意見 9 6 . . . 庁内

「市民及び事業者の」を「市民又は事業者の」へ変更。

[ 対応 ]

意見のとおり変更したい。

意見 9 7 . . . 庁内

「自主的な活動の場」は何のための活動が限定しなくてよいか。

[ 対応 ]

健康と福祉のまちづくりを推進するためであるので、表現を変更したい。

#### 変更前

(施設の提供)

第 21 条 市及び事業者は、自らが その 所有し、または 又は 管理する施設を、健康と福祉のまちづくりを推進するため 市民 及び 又は 事業者の自主的な活動の場として利用できるよう努め ます。 るものとする。

#### 変更後

(施設の提供)

第 21 条 市及び事業者は、その 所有し、 又は 管理する施設を、健康と福祉のまちづくりを推進するため 市民 又は 事業者の自主的な活動の場として利用できるよう努め るものとする。

### 第3章第2節について

意見98・・・庁内

「利用しやすいサービスの提供」を「健康福祉サービスの利用促進」へ変更。

[対応]

意見を踏まえ、表現を変更したい。

**変更前**

**第2節 ~~利用しやすいサービスの提供~~ 健康福祉サービスの提供**

**変更後**

**第2節 健康福祉サービスの提供**

### 第22条について

意見99・・・庁内

「事業者」は、事業範囲を超えた分野においても、「市」と同様のサービス提供の義務を負うのか。(第5、6条では市だけがサービスを提供することになっているが。)・・・以降、第25条までと第28条が同様。

[対応]

第5条は、事業者全般の役割を規定しており、第22条から第25条までは、健康福祉サービスを提供する事業者の意味であるため、表現を変更したい。

第28条については、住宅の整備及び供給を行う事業者の意味である。

意見100・・・庁内

「次の各号に掲げる原則」と各号の表現との整合性を図ること。(各号を「～こと。」で終わらせる。)

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見101・・・庁内

各号はルールであるため「～します。」の表記は間違いではないか。

[対応]

意見100に併せて変更したい。

意見 102・・・庁内

第2号と第3号が内容的に同じではないか。

[対応]

違うものであるため、原案のとおりとしたい。

意見 103・・・庁内

第4号は第9条と同じではないか。

[対応]

市の他、健康福祉サービスを提供する事業者にも規定しているものであるため、原案どおりとしたい。

#### 変更前

(健康福祉サービスの提供の原則)

第22条 市及び健康福祉サービスを提供する事業者（以下「健康福祉事業者」という。）は、次の各号に掲げる原則に基づき、利用しやすい健康福祉サービスの提供に努めます。健康福祉サービスの提供に努めるものとする。

- (1) 適切なサービスを公平に提供 します。 すること。
- (2) 利用者の選択及び自己決定を尊重 します。 すること。
- (3) 人権を尊重したサービスの提供と質の向上を図 ります。 ること。
- (4) 保健、医療、福祉等、関係機関の連携を図 ります。 ること。

#### 変更後

(健康福祉サービスの提供の原則)

第22条 市及び健康福祉サービスを提供する事業者（以下「健康福祉事業者」という。）は、次に掲げる原則に基づき、健康福祉サービスの提供に努めるものとする。

- (1) 適切なサービスを公平に提供 すること。
- (2) 利用者の選択及び自己決定を尊重 すること。
- (3) 人権を尊重したサービスの提供と質の向上を図 ること。
- (4) 保健、医療、福祉等、関係機関の連携を図 ること。

#### 第23条について

意見 104・・・庁内

「啓発」について、情報の啓発という日本語はない。

[対応]

表現を変更したい。

意見105・・・持参

第23条、第27条 情報の提供、啓発、移動の確保では、「無償で提供」できる  
よう産業育成、事業資金の運用のしくみを他の政策と合わせていく必要がある。

[対応]

意見として承ります。

**変更前**

(情報の 提供及び啓発 収集及び周知 )

第23条 市及び 健康福祉 事業者は、市民が適切な健康福祉サービスを選択できるよ  
う、必要な情報を収集し、その 提供及び啓発 周知 に努め ~~ます。~~ るものとする。

**変更後**

(情報の 収集及び周知 )

第23条 市及び 健康福祉 事業者は、市民が適切な健康福祉サービスを選択できるよ  
う、必要な情報を収集し、その 周知 に努め るものとする。

第24条について

意見106・・・庁内

「市民の相談に、」を「市民からの相談に、」へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

**変更前**

(相談支援体制の整備)

第24条 市及び 健康福祉 事業者は、市民 から の相談に、迅速かつ適切に対処する  
ため、相談支援体制の整備に努め ~~ます。~~ るものとする。

**変更後**

(相談支援体制の整備)

第24条 市及び 健康福祉 事業者は、市民 から の相談に、迅速かつ適切に対処する  
ため、相談支援体制の整備に努め るものとする。

## 第25条について

意見107・・・庁内

「苦情の処理」の方が適切では。(解決できない苦情というのもあり得る。)

[対応]

作成ワークショップ、検討委員会での議論により「解決」となったものであるため、原案のとおりとしたい。

意見108・・・庁内

見出し「(サービス評価及び苦情解決)」を「(サービスの評価及び苦情の処理)」へ変更。

[対応]

「(サービスの評価及び苦情の解決)」に変更したい。

意見109・・・庁内

「サービス評価及び苦情解決の体制の整備」を「健康福祉サービスの評価及びその利用に係る苦情の処理の体制の整備」へ変更。

[対応]

「健康福祉サービスの評価及びその利用に係る苦情の解決の体制の整備」に変更したい。

### 変更前

(サービス の 評価及び苦情 の 解決)

第25条 市及び事業者は、市民が安心して健康福祉サービスを利用できるよう、健康福祉 サービス の 評価及び その利用に係る 苦情 の 解決の体制の整備に努めます。~~るものとする。~~

### 変更後

(サービス の 評価及び苦情 の 解決)

第25条 市及び事業者は、市民が安心して健康福祉サービスを利用できるよう、健康福祉 サービス の 評価及び その利用に係る 苦情 の 解決の体制の整備に努めるものとする。

## 第 26 条について

意見 110・・・庁内

見出しに「利用」は不要なのでは。

[対応]

「利用の支援」として表現を変更したい。

意見 111・・・庁内

「増設及び改修」を「増設又は改修」へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見 112・・・庁内

「法、県条例」の規定によると、市は努力義務だけで十分なのか。

[対応]

義務化の表現としたい。

### 変更前

(施設の 利用及び整備 整備及び利用の支援)

第 26 条 市、事業者及び市民は、高齢者 や、 障害者等が公共的施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設の整備及び管理並びに利用の支援に努め ~~ます。~~ るものとする。

2 市は、公共施設の新設、増設 及び 又は 改修をしようとするときは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）の規定を遵守するとともに、青森県福祉のまちづくり条例（平成 10 年青森県条例第 46 号）第 11 条第 1 項に規定する整備基準に適合させる よう努めます。 ものとする。

### 変更後

(施設の 整備及び利用の支援)

第 26 条 市、事業者及び市民は、高齢者 、 障害者等が公共的施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設の整備及び管理並びに利用の支援に努め るものとする。

2 市は、公共施設の新設、増設 又は 改修をしようとするときは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）の規定を遵守するとともに、青森県福祉のまちづくり条例（平成 10 年青森県条例第 46 号）第 11 条第 1 項に規定する整備基準に適合させる ものとする。

## 第27条について

意見113・・・庁内

何の移動か明示するべきではないか。

[対応]

高齢者、障害者等の移動であるが、見出しには必要ないものとする。

意見114・・・庁内

「移動の支援と手段の提供」は、市、事業者及び市民の努力義務になるのか。事業者は交通事業者に限定するのではないか。

[対応]

移動の支援には、移動に困っている人に単純に手助けするという部分も含まれているため、交通事業者だけでなく、市、事業者及び市民が努めるべきものとする。

意見115・・・庁内

第2項は不要ではないか。

[対応]

必要であるとする。

意見116・・・庁内

「公共交通車両等を所有し、または管理する者は、」を「公共交通車両等を所有し、又は管理する者は、」へ変更。

[対応]

意見のとおり変更したい。

意見117・・・庁内

第2項の「整備」は点検や手入れのことか。(言葉が曖昧)

[対応]

意見118の対応のとおり変更したい。

意見118・・・庁内

「整備」よりも「措置を講ずる」こととした方が選択肢が広くてよいのではないか。

[対応]

意見のとおり変更したい。

## 変更前

### (移動の確保)

第 27 条 市、事業者及び市民は、高齢者 や、 障害者等が円滑かつ安心して移動できるよう、移動の支援と手段の提供に努め ~~ます。~~ るものとする。

2 公共交通車両等を所有し、または 又は 管理する者は、当該公共交通車両等を高齢者 や、 障害者等が安心して利用 ~~できるよう整備に努めます。~~ するための措置を講ずるよう努めるものとする。

## 変更後

### (移動の確保)

第 27 条 市、事業者及び市民は、高齢者 、 障害者等が円滑かつ安心して移動できるよう、移動の支援と手段の提供に努め るものとする。

2 公共交通車両等を所有し、又は 管理する者は、当該公共交通車両等を高齢者 、 障害者等が安心して利用 するための措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第 28 条について

意見 119・・・庁内

「住環境の整備」の方が幅広くていいのではよいのではないか。

### [ 対応 ]

住環境は、住宅周辺の道路等が含まれると考えられ、第 26 条の施設の整備及び利用の支援の中で、道路等の公共的施設の整備も含んでいるため、本条は、原案のとおりとしたい。

## 変更前

### (住宅の整備)

第 28 条 市及び 住宅の整備及び供給を行う 事業者は、高齢者 や、 障害者等が安全かつ快適に生活 を営むこと ができるよう、住宅の整備及び供給に努め ~~ます。~~ るものとする。

## 変更後

### (住宅の整備)

第 28 条 市及び 住宅の整備及び供給を行う 事業者は、高齢者 、 障害者等が安全かつ快適に生活 を営むこと ができるよう、住宅の整備及び供給に努め るものとする。

## 第29条について

意見120・・・庁内

- ・就労の支援のために連携するのは、市、事業者及び関係機関
- ・施策の充実に務めるのは、市で、事業者や関係機関ではないのではないか。

という考え方をすると、市、事業者、関係機関の3者ともが、施策の充実に務めるような印象を受けるので、表現を変更しても良いのではと思う。

例えば、下記のように変更してみてもどうか。

「市、事業者及び関係機関は、高齢者や障害者等がその意欲や能力に応じた雇用の機会が確保されるよう互いに連携し、市は就労支援のための施策の充実に努めます。」

[対応]

就労の支援のため連携することを規定しているため、表現を変更したい。

### 変更前

(就労の支援)

第29条 市、事業者及び関係機関は、互いに連携し、高齢者や、障害者等がその意欲や能力に応じた雇用の機会が確保されるよう、就労の支援のための施策の充実に努めます。るものとする。

### 変更後

(就労の支援)

第29条 市、事業者及び関係機関は、互いに連携し、高齢者、障害者等がその意欲や能力に応じた雇用の機会が確保されるよう、就労の支援に努めるものとする。

## 第30条について

意見121・・・庁内

「防災、防犯、交通安全」も「健康」や「福祉」に含まれるのか。

[対応]

健康と福祉のまちづくりには、防災、防犯、交通安全の分野との連携が必要であるため、その分野について本条で規定している。

意見 1 2 2 . . . 庁内

「等」は何を指すのか。解説のとおりには解釈できないが。

[ 対応 ]

「等」には、犯罪にならない消費者問題や災害時の対策が含まれている。「防災、防犯、交通安全等のための」を「防災、防犯、交通安全、消費者保護等のための」へ変更したい。

意見 1 2 3 . . . 庁内

「安全・安心」は、テーマとして広すぎる。「健康・福祉のまちづくりを推進するため、防災、防犯、交通安全等～」として、後段に限定した方がいい。

[ 対応 ]

本条で「健康と福祉のまちづくりを推進するため」を挿入すると、他の条文についても挿入することとなる。特に挿入しなくてもよいものと思われるため、原案のとおりとしたい。

意見 1 2 4 . . . 市民説明会

災害時の保健、医療に関する条項を設けてはどうか。  
条文にしないまでも、前文に含めて欲しい。

[ 対応 ]

災害時の保健・医療への対応は、第 3 0 条で掲げている安全、安心な生活の確保のための具体的な施策、事業として実施していくものと考えており、条文ではなく、考え方の中で表現することとしたい。

**変更前**

(安全 ~~←~~、安心な生活の確保)

第 3 0 条 市は、市民が安全 ~~←~~、安心な生活 を営むことができるよう、防災、防犯、交通安全、消費者保護 等のための施策の充実に努め ~~ます。~~ るものとする。

**変更後**

(安全、安心な生活の確保)

第 3 0 条 市は、市民が安全、安心な生活 を営むことができるよう、防災、防犯、交通安全、消費者保護 等のための施策の充実に努め るものとする。

## 変更前

(考え方)

市民が日常生活を営む上で、防災や防犯、交通安全、消費者保護などの対策がしつかりなされていることが安心感につながります。

また、災害や犯罪などの未然防止策とともに、災害などが起こった場合の保健、医療対策などの事後処理体制の整備も大変重要な課題です。

本条は、これらの 防災、防犯、交通安全などのための施策の充実について規定するものです。

## 変更後

(考え方)

市民が日常生活を営む上で、防災や防犯、交通安全、消費者保護などの対策がしつかりなされていることが安心感につながります。

また、災害や犯罪などの未然防止策とともに、災害などが起こった場合の保健、医療対策などの事後処理体制の整備も大変重要な課題です。

本条は、これらの 防災、防犯、交通安全などのための施策の充実について規定するものです。

## 第31条について

意見125・・・庁内

「見守り」を別な表現にしてはどうか。

[対応]

別な表現がないため、原案のとおりとしたい。

意見126・・・庁内

「支援」の対象者がわかりにくい。

[対応]

「高齢者、障害者等」であるため、表現を変更したい。

意見127・・・庁内

「把握」するのは、「すべての高齢者、障害者等」か「支援が必要な高齢者、障害者等」なのか。

[対応]

全ての高齢者、障害者等であるため、意見126の対応のとおり変更したい。

意見 1 2 8 . . . 庁内

「把握」の表現を変更してはどうか。

[ 対応 ]

別な表現がないため、原案のとおりとしたい。

**変更前**

( 高齢者 ~~や~~ 障害者等の把握 )

第 31 条 市は、高齢者、障害者等に対する 日常の見守りや災害時の支援のため、事業者及び市民と連携し、~~高齢者 や 障害者等の把握に努め ます。~~ るものとする。

**変更後**

( 高齢者 、 障害者等の把握 )

第 31 条 市は、高齢者、障害者等に対する 日常の見守りや災害時の支援のため、事業者及び市民と連携し、高齢者 、 障害者等の把握に努め るものとする。

第 3 2 条について

意見 1 2 9 . . . 庁内

章名と同名なので見出しは不要。

[ 対応 ]

意見のとおり削除したい。

意見 1 3 0 . . . 庁内

健康福祉審議会の「任期」、「定数」はないのか。

[ 対応 ]

定数については追加することとし、任期については規則で定めることとした  
い。

意見 1 3 1 . . . 庁内

「保健、医療、福祉等に関する諸施策」について、「健康と福祉のまちづくり」「健康福祉施策」といった前段での表現との関係はどうか。

[ 対応 ]

「保健、医療、福祉等に関する諸施策」を「健康福祉施策」へ変更したい。

意見 1 3 2 . . . 庁内

「市長の諮問により」を「市長の諮問に応じ」へ変更。

[ 対応 ]

意見のとおり変更したい。

意見 1 3 3 . . . 庁内

「組織及び運営に必要な事項は、」を「組織及び運営について必要な事項は、」へ変更。

[ 対応 ]

意見のとおり変更したい。

意見 1 3 4 . . . 庁内

第 4 項は、第 3 3 条と同じなので不要ではないか。

[ 対応 ]

第 3 3 条は条例全体に関する施行規則を作れることで、第 4 項は、施行規則とは別に審議会の規則を作れることを謳っているため、原案のとおりとしたい。

なお、当市の別条例についても同様のとおりとなっており、通例となっている。(総合福祉会館条例など)

意見 1 3 5 . . . 持参

第 3 2 条 組織メンバーは知識のみの有識者、肩書きのみの人でなく、現場の人々の意見を入れることが必要

[ 対応 ]

意見として承ります。

意見 1 3 6 . . . 市民説明会

健康福祉に関する計画を策定する際には、それぞれの附属機関があったと思うが、健康福祉審議会との関連はどうなるのか。

[ 対応 ]

これまでは、各種計画の策定の都度、附属機関を設置し審議してきたが、今後は、健康福祉審議会という常設の機関を設置するものである。既存の附属機関については、健康福祉審議会に統合し、個々の計画策定の際は、部会を設置して審議することを想定している。

変更前

~~(健康福祉審議会)~~

第 32 条 市は、~~保健、医療、福祉等に関する諸施策~~ 健康福祉施策 の円滑な推進を図るため、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を ~~設置します。~~ 置く。

2 審議会は、市長の諮問に ~~より~~ 応じ ~~保健、医療、福祉等に関する諸施策~~ 健康福祉施策 の基本的事項を調査審議し、その結果を答申 ~~します。~~ する。

3 審議会は、~~保健、医療、福祉等に関する諸施策~~ 健康福祉施策 の基本的事項について必要があると認めるときは、市長に対して意見を述べることができ ~~ます。~~ る。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 住民、地域支援関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

5 前項の委員の定数は、30人以内とする。

6 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に ついて 必要な事項は、市長が別に定め ~~ます。~~ る。

変更後

第 32 条 市は、健康福祉施策 の円滑な推進を図るため、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を 置く。

2 審議会は、市長の諮問に 応じ 健康福祉施策 の基本的事項を調査審議し、その結果を答申 する。

3 審議会は、健康福祉施策 の基本的事項について必要があると認めるときは、市長に対して意見を述べることができ る。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 住民、地域支援関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

5 前項の委員の定数は、30人以内とする。

6 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に ついて 必要な事項は、市長が別に定め る。

## その他

### 意見137・・・持参

第5章 この条例による事業を取りまとめ、現場の人の相談、指導に乗ってもらえるNPOを第三セクター（市民と市職員の出向者で構成）で事務局として設置

#### [対応]

意見として承ります。

### 意見138・・・eメール

素案とは別であるが・・・審議で語られてはいても、素案の解説では述べきれない部分が多くあると思う。が、新しい条例をつくる場合、この審議中の内容や思いを何らかの形で市民と共有することが、生きた条例をつくる上で大切だと思われる。また、あらゆる福祉サービスを受けている当事者の方が、まちづくりの一員として意見が言えるような環境づくりも必要。説明会が、単なる説明会で終了しないことを願う。

#### [対応]

意見として承ります。

### 意見139・・・fax

（11月8日の説明会を聴いた上で）

条例（素案）内容については賛成

説明会に対する要望

初めて説明会に参加したので、何故条例が必要なのが良く分からなかった。条例を制定しなければならない八戸福祉のまちづくりの現状の問題等を具体的に説明頂き、条例が制定された後の市民に対するメリット等を説明して欲しいと思った。

#### [対応]

本条例は、当市のこれからの健康と福祉のまちづくりへの取組みの指針を示すものであり、条例を制定したからといって、市民に直接メリットが生じるものではない。本条例の理念のもとに、各種計画が策定され、具体的な事業が実施されることにより、市民への直接的な効果が現れるものと考えている。

### 意見140・・・市民説明会

説明会で出された意見の吸い上げ方はどのようになっているのか。

#### [対応]

説明会で出された意見に限らず、寄せられた意見については、条例検討ワークショップや条例検討委員会に示し、条例の中で反映することが適切かどうかを判断していくことになる。

意見 1 4 1 . . . 市民説明会  
条例の施行時期はいつか。

[ 対応 ]

平成 1 9 年 4 月施行を想定している。

意見 1 4 2 . . . 市民説明会  
町内会への加入促進を要望する。

[ 対応 ]

本条例への反映はしないが、意見として承り、関係課へもお知らせする。

意見 1 4 3 . . . 市民説明会

バリアフリー化などについては、条例で義務化することが困難であろうと思うが、努力している事業者を顕彰したり、マップを作ったりすることなどを考えたらどうか。

[ 対応 ]

本条例の中での反映はできないが、事業を実施していく際には参考としたい。

意見 1 4 4 . . . 市民説明会

条文自体はいいと思うが、実際に事業を行ったり適用する際に、いろいろなことが妨げにならないように気をつけるべきである。例えば、個人情報の保護がいろいろな面で壁になっている面がある。

また、八戸だけの問題ではなく、家族の再構築が必要であると考え。戦争により、すべてのシステムを否定したが、家族のあり方などは残すべきものも多かったのではないかと思う。

[ 対応 ]

意見として承ります。

意見 1 4 5 . . . 市民説明会

自分の住んでいる地区は、人の交流もなく、交流する場所もない。どのように考えているのか。

[ 対応 ]

人の交流を強制することはできないが、交流する場所については、集会所設置の補助制度や、民間施設の活用などの例もあり、相談があれば対応していく。